

NISA・ジュニアNISAをご利用いただくうえでの留意事項

- NISA・ジュニアNISA口座は同一年において、1人1口座のみ開設できます。
- 当社のNISA・ジュニアNISA口座でご利用いただける有価証券は「国内上場株式、国内ETF、J-REIT、国内ETN、国内公募株式投資信託」となります。
- NISA・ジュニアNISA口座では一度売却するとその非課税投資枠の再利用はできません。また、利用しなかった非課税投資枠は翌年の投資に繰り越せません。
- NISA・ジュニアNISA口座（課税ジュニアNISA口座を除きます）の譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。
- NISA・ジュニアNISA口座で保有する上場株式等（ETF、ETN、REITを含む）の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。
- ジュニアNISA口座は3月31日において18歳である年の前年12月31日まで残高は運用益を含め、原則、払出しできません。制限期間中に払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。
- ジュニアNISA口座では、原則、口座開設者ご本人の親権者等（法定代理人）または親権者等の委任を受けた二親等以内の方が代理して運用・管理を行うこととなります。

※上記留意事項は簡略されておりますので、詳しくは当社ホームページでご確認いただくか、各営業店へお問い合わせください。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等（国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.242%（税込）ただし最低手数料2,700円（税込））（2019年10月1日以降は約定代金に対して1.265%（税込）ただし最低手数料2,750円（税込））の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料及び信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。

金融商品等には株式相場、金利水準の変動等による「市場リスク」、金融商品等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合の「信用リスク」、外国証券である場合には、「為替変動リスク」等により損失が生じるおそれがあります。さらに、新株予約権等が付された金融商品等については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引を行う場合には、その損失の額がお客様より差入れいただいた委託保証金又は証拠金の額を上回るおそれがあります。

手数料等およびリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

当資料は、2019年1月時点の制度等をもとに作成しております。将来、制度改正等があった場合は、内容が変更となる可能性がありますので、ご注意ください。税務等に関する詳細は、所轄の税務署や税理士等専門家へお問い合わせください。

当社の概要

商号等/東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2019年1月作成

大切な財産を
大切なご家族へのこすために

暦年贈与 サービス

手数料
無料

生前贈与を **安心** **確実** **便利** に

東海東京証券より効果的な生前贈与と
資産運用・管理をご提案します!!

生前贈与の効果

次世代への
円滑な資産承継には
生前贈与が大変有効です

生前贈与から

相続対策の第1歩を
踏み出してみませんか？



 **東海東京証券**
TOKAI TOKYO FINANCIAL GROUP

相続対策には生前贈与が効果的

！ 生前贈与とは

生前贈与とは、生きている間に自分の財産を他の人に渡すことをいいます。

- 「あげる人」と「もらう人」の契約となるため、「あげる人」と「もらう人」の意思表示で成立します。
- 「もらう人」(贈与を受ける方)に贈与税がかかります。

《贈与税(暦年課税)の仕組み》

毎年1月1日～12月31日までの間(暦年)に贈与を受けた財産(複数名からの贈与も含みます)の合計額が基礎控除額110万円を超える場合は、贈与税がかかります。

※贈与を受けた財産の合計額110万円までは、贈与税はかかりません。



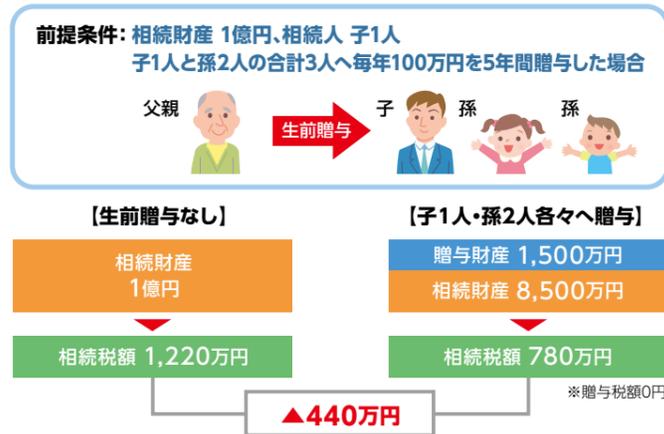
！ 生前贈与の活用により相続税の負担を軽減

保有財産を次世代に引継ぐためには、相続時は相続税が、生前贈与には贈与税がかかります。

しかし、贈与税の基礎控除額よりも少ない金額や予想される相続税よりも低い税率で贈与することで、相続時よりも少ない負担で財産の承継ができます。

《効果的な生前贈与のポイント》

- 1 贈与税の毎年110万円の基礎控除額を活用し、早い時期から長期間続けることで効果はより大きく。
- 2 お子様やお孫様等、多くの方に贈与することで税負担を軽減。お孫様への贈与は、世代飛び越し効果もあり、特に有効。
- 3 相続税負担が予想される場合は、相続税と贈与税の税率を比較し、相続税よりも低い税率が適用される贈与を行うことも効果的。



！ 生前贈与の注意すべきポイント

お子様に贈与したつもりが、相続発生時の税務調査において問題となり、相続税が課税される場合があります。

- 「名義預金」と指摘され、贈与と認められない場合
お子様の名義の通帳を親が管理し、お子様が贈与の事実を知らない場合は、贈与は成立しません。
- 定期的な贈与の約束があり、贈与税が課税される場合
例えば、10年間毎年100万円、合計1,000万円贈与することをあらかじめ約束した場合は、贈与の約束をした年に、将来にわたって1,000万円をもらえる権利の贈与があったとみなして、贈与税が課税されます。

「暦年贈与サービス」のご活用で 生前贈与を安心・確実・便利に

！ 「暦年贈与サービス」の特徴

「暦年贈与サービス」は、毎年のお子様やお孫様への生前贈与について、簡単に継続的な手続きが可能となるよう、東海東京証券がまとめてサポートする手数料無料のサービスです。

安心

贈与意思や資産移転の記録など、税務上も重要になる贈与事実が残る手続きが簡単に行えます。複数の方への贈与や複数年にわたる贈与等にも安心してご利用いただけます。

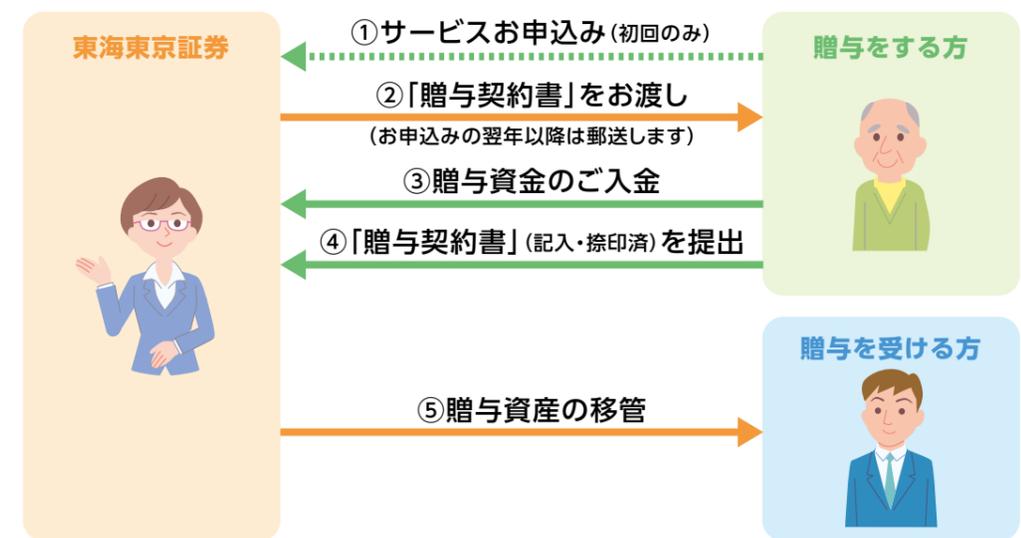
確実

当社より毎年、「生前贈与のお手続きに関するご案内」をお送りしますので、贈与の機会を忘れることなく、確実にお手続きいただけます。

便利

前年に「暦年贈与サービス」をご利用された贈与の内容を記載した報告書をお送りしますので、次回以降の贈与のご参考としてご利用いただけます。

！ 「暦年贈与サービス」の仕組み



《サービスのポイント》

- 未成年のお子様やお孫様にも贈与できます。
未成年のお子様やお孫様の親権者がお手続きいただくことで、「贈与を受ける方」にご指定いただけます。
- 贈与する金額は、毎回、変更することができます。
贈与する金額は、都度、ご決定いただけます。資金準備の都合等により、贈与をしないことも可能です。
- 「贈与を受ける方」の人数に制限はありません。
「贈与を受ける方」(候補者)は、随時、所定のお手続きにより追加いただくことができます。
- 手数料は「無料」です。
サービスのお申込み、贈与手続き時に手数料はかかりません。

！ サービス概要

対象者	贈与する方	当社の証券総合口座をお持ちの国内居住の個人のお客様
	贈与を受ける方	当社の証券総合口座をお持ちの国内居住の個人のお客様 ●「贈与を受ける方」の人数や続柄の範囲には、特段の制限はありません。 ●「贈与を受ける方」が当社の証券総合口座をお持ちでない場合は、贈与手続きを行う時までにご開設いただく必要があります。
利用期間	本サービスのご利用期間には、特段の制限はありません。 ※但し、3年連続で本サービスによる贈与の実績がない場合は、サービスを停止させていただきます。	
利用料	無料	
贈与対象資産	MRF (マネー・リザーブ・ファンド)	
贈与金額	贈与できる金額に上限はございません。 ※贈与を受けた方が、贈与を受けた年間の合計金額が110万円以下なら贈与税の申告は不要ですが、110万円を超える場合は贈与税の申告・納付が必要となります。	
贈与回数	本サービスによる贈与は、原則として、「贈与を受ける方」1名に対して年1回となります。	
サービス申込方法	「贈与する方」に「暦年贈与サービス申込書」をご記入いただき、「贈与を受ける方」の候補をあらかじめご指定いただけます。 ※「贈与を受ける方」については、随時、所定のお手続きにより追加等いただけます。	
サービス内容	<p>●贈与手続きのご案内の送付</p> <p>毎年2月に「贈与する方」に対し、当年分の贈与手続きのご案内として、「贈与契約書」等のお手続き書類をご送付します。 ※7月末迄に贈与手続きのお申込みが確認できない場合は、贈与する方に対し、再度、贈与手続きのご案内をお送りします。</p> <p>●「贈与契約書」に基づく贈与資産の移管</p> <p>ご提出いただいた「贈与契約書」に基づき「贈与する方」の証券総合口座より、契約書でご指定された「贈与を受ける方」の証券総合口座へ贈与資産の移管処理を行います。 ※原則として、毎年1月～10月末日までの期間内に「贈与契約書」をご提出いただいた場合に、贈与資産の移管処理を行います。</p> <p>●「贈与報告書」の送付</p> <p>前年1月～12月に本サービスを利用して贈与された金額等を記載した「贈与報告書」をご送付します。</p>	

「東海東京ウェルス・コンサルティング」でのご相談対応について

東海東京ウェルス・コンサルティングは、東海東京証券のお客様からの相続対策や事業承継対策、不動産活用等に関するご相談にお応えする東海東京フィナンシャル・グループのコンサルティング会社です。
※ご相談は無料です。

贈与に関して、以下のようなご希望がある場合は、「東海東京ウェルス・コンサルティング」にご相談ください。

- 相続対策として「誰に、どれくらい贈与したらいいのかわかるか」等、贈与プランを相談したい場合
- 相続税の軽減や納税、遺産分割や不動産など相続対策全般について相談したい場合
- まずは保有財産を把握して、効果的な生前贈与を考えたい場合

保有資産の評価や予想される税額等が把握できる「財産診断サービス」(無料)をご活用ください。

！ サービスのお申込み手続きの流れ

「贈与する方」のお手続き

- ①当社の証券総合口座をお持ちでない場合は、ご開設いただく必要がございます。
- ②「暦年贈与サービス申込書」を記入・捺印いただきご提出いただけます。
※「贈与を受ける方」が当社の証券総合口座をお持ちでない場合は、「贈与契約書」のご提出時までにご開設いただく必要がございます。

「暦年贈与サービス」のお申込み時に初回の贈与手続きを行うことも可能です。

(初回の贈与手続きをご希望の場合は「贈与契約書」をお渡しますので、お取扱店にお問合せください)

※お申込みの翌年以降の贈与手続きに関しては、手続きのご案内をご送付いたします。

！ 贈与手続きの流れ (お申込みの翌年以降)

	お手続きの内容	東海東京証券	贈与する方	贈与を受ける方
2月	東海東京証券より、「贈与する方」に「贈与契約書」等をご送付いたします。	贈与手続きのご案内を郵送		
3～7月	①「贈与する方」、「贈与を受ける方」がそれぞれ「贈与契約書」に記入・捺印のうえ、贈与契約を締結いただきます。		贈与契約書に記入・捺印 贈与契約書	贈与契約書に記入・捺印 贈与契約締結 贈与契約書
	②記入・捺印いただいた「贈与契約書」を東海東京証券にご提出ください。 ※3枚(複写)ともご提出が必要です。	贈与契約書	贈与契約書のご返送	
	③「贈与する方」は、贈与される金額に応じて、ご自身の証券総合口座へご入金ください。		贈与資金ご入金	
	④東海東京証券が「贈与契約書」を受領しましたら、贈与手続きを実施します。	贈与手続き	贈与資産の移管	贈与 → 受贈
	⑤贈与手続きが完了後、「贈与契約書」をご返送いたします。 ※1通は当社の控えとさせていただきます。	贈与契約書のご返送	贈与契約書	贈与契約書
8月	7月末迄に贈与手続きが確認できない場合は、「贈与する方」に対し、再度、「贈与契約書」等をお送りします。	贈与契約書等を再送	贈与契約書	
9～10月	10月末までに「贈与契約書」のご提出がない場合は、年内の贈与手続きができない場合があります。			

！ 贈与手続きにおけるご留意事項

- 「贈与契約書」には、「贈与する方」・「贈与を受ける方」それぞれご本人様が署名捺印ください。
※「贈与を受ける方」が未成年の場合は、親権者が記名捺印ください。
- 以下の場合、当社は贈与手続きを行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・「贈与契約書」を1月～10月末までの期間内にご提出されなかった場合。
 - ・贈与の対象となる残高が毎年11月末までに確認できない場合。
 - ・当社が贈与手続きを行う前に、「贈与する方」または「贈与を受ける方」にご相続が発生した場合。
- 「贈与契約書」等のご提出書類に不備がある場合は、その年の贈与手続きに間に合わないことがありますので、ご注意ください。
- 毎年の贈与にあたっては、相続人の遺留分等を考慮いただき金額をご決定ください。
- 当社での贈与のお手続き完了後は、その贈与手続きを撤回することはできません。
- 本サービスにより「贈与を受ける方」の証券総合口座およびご印鑑は、必ず、「贈与を受ける方」（未成年の場合は親権者）が管理する必要があります。
- 贈与税の基礎控除額である110万円を超える額の贈与を受けた場合や既に定期的に贈与することを約束されている場合等は、贈与税の申告・納付が必要となる場合がございます。
- 贈与税の税務上の取扱い等については、最寄りの税務署や税理士等専門家にご相談ください。

！ 本サービスにおける税務上のご留意事項

本サービスを通じて贈与を受けていても、「贈与を受ける方」が贈与税の申告・納付が必要となる場合があります。その場合、「贈与を受ける方」は、贈与税の申告期限内に申告・納付手続きをお願い致します。

《例》「贈与を受ける方」が贈与税を申告・納付いただく必要がある場合

- 1月1日から12月31日までの間に、「贈与を受ける方」がその年に受けた全ての贈与資産（複数名からの贈与も含みます）の合計額110万円を超えた場合
- 10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが、「贈与する方」と「贈与を受ける方」との間であらかじめ約束されている場合
- 「贈与を受ける方」が、「贈与する方」からの贈与について「相続時精算課税」を選択していた場合

「贈与する方」にご相続が発生した際、次の場合は、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

《例》贈与した財産が相続税の課税価格に加算される場合

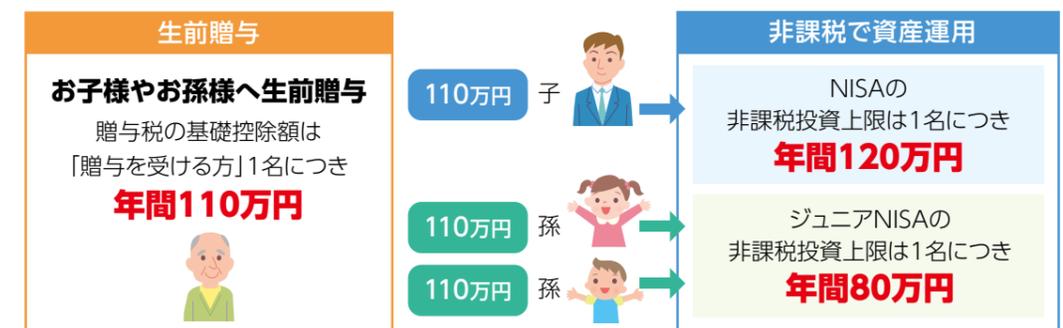
- 「贈与する方」が証券総合口座や印鑑を管理しており、「贈与を受ける方」が贈与の事実を知らない場合
- 「贈与する方」から相続等によって財産を取得した方が、「贈与する方」の相続開始前3年以内に、「贈与する方」から暦年課税にかかる贈与によって財産を取得した場合
- 「贈与を受ける方」が、「贈与する方」からの贈与について「相続時精算課税」を選択していた場合

今後の税制改正や今後確定する法令等により、お申込み時とは異なる課税関係が生じる場合があります。

贈与資金の効率的な運用例

！ 贈与資金をNISAやジュニアNISAで非課税運用

生前贈与（暦年贈与）には、「贈与を受ける方」1人につき年間110万円の贈与税の基礎控除があり、年間110万円以下の贈与であれば贈与税がかからないため、「贈与を受ける方」がNISAやジュニアNISAを利用することにより、「贈与を受ける方」も贈与資金を非課税で効率的に運用することができます。



	NISA	ジュニアNISA
対象者	20歳以上の居住者等	0～19歳の居住者等
年間投資限度額	120万円(5年間で最大600万円) ※2015年までは100万円	80万円(5年間で最大400万円)
非課税対象	上場株式等の配当、公募株式投資信託の分配金、これらの譲渡益等	
投資可能期間	2014年～2023年	2016年～2023年 ^(※1)
非課税期間	投資した年から最長5年間(ロールオーバーは可能)	
払出し制限	なし	18歳 ^(※2) になるまで途中払出しに制限あり
運用口座の管理	本人	原則、親権者等が代理

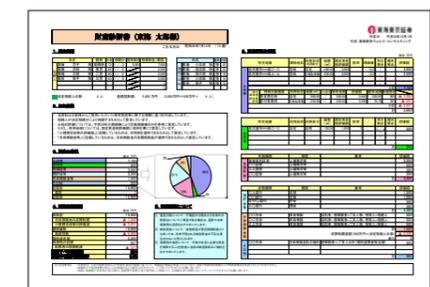
※1:2023年末以降、当初の非課税期間(5年間)の満了を迎えても一定の要件のもと、20歳になるまで引き続き非課税で保有できます。
※2:3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)払出しの制限はなくなります。

財産診断サービスのご案内

どれくらい贈与していいかわからない… そもそも相続税がかかるのかもわからない…
そのような方は、ぜひ「財産診断サービス」をご利用ください。財産診断サービスは、保有財産の評価額と概算の相続税額を試算するサービスです。試算結果を受け、具体的な相続対策のご相談も対応させていただきます。お気軽にお取引支店の担当者までご相談ください。



【ご留意事項】 試算結果につきましては、概算であり、あくまでご参考資料としてご利用ください。



作成:東海東京ウェルス・コンサルティング